

## 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事共同企業体取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）の発注する建設工事に係る共同企業体の適正な活用の確保を図るため、その基本的要件、結成手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。
- (2) 「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する目的で、法人が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (3) 「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その施工力及び経営力を強化する目的で結成する年間を通じて有効な共同企業体をいう。

### (特定建設工事共同企業体の基本的要件)

第3条 特定建設工事共同企業体の基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 構成員は、当該建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受け5年を経過している者で、和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有するものであること。ただし、すでに経常建設共同企業体を結成している者は、構成員になることはできない。
- (2) 構成員は、原則として3者以内とすること。ただし、工事金額及び技術的難度の高い工事についてはこの限りではない。
- (3) 構成員は、和歌山県の建設工事の入札参加資格を有すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、結成条件等必要事項は、各発注ごとに別途定めるものとする。

### (特定建設工事共同企業体対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 県外企業の高度な技術力を必要とする工事で県内業者への技術移転が必要な工事
- (2) 今後も継続的な発注が見込まれ県内業者の育成の必要がある工事
- (3) 研究開発型、実験型等の工事で特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事

(特定建設工事共同企業体の結成手続)

第5条 特定建設工事共同企業体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、次条の各号に掲げる書類を法人理事長に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体の提出書類)

第6条 特定建設工事共同企業体が結成に必要とする提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書(共同企業体) 別記第1号様式
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書 別記第2号様式
- (3) 委任状 別記第3号様式

(出資比率)

第7条 共同企業体の各構成員の出資比率は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して定めなければならない。

2 前項の出資比率は、次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合を下回ってはならない。

- (1) 構成員が2者の場合 30%
- (2) 構成員が3者の場合 20%

(代表者の選定等)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならないものとする。

(共同企業体による入札)

第9条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の行う入札については、別に定める場合を除き、別記第4号様式による入札書を使用するものとし、共同企業体の代表者が代理人を選定したときは、別記第5号様式による委任状を使用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。